

長野県就業促進・働き方改革戦略会議設置要領（案）

（設置目的）

第1条 長野県内の産業を担う人材の就業促進及び長時間労働の抑制、休暇の取得促進、多様な働き方の導入等の「働き方改革」を推進するため、国、県、経済団体及び労働団体等で構成する「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 会議での協議事項は次のとおりとする。

- （1）県内の産業を担う人材の就業促進方法等に関する事項
- （2）県内企業における労働時間、休日、多様な働き方等労働環境についての現状及び課題の整理
- （3）働き方改革推進のための共通テーマや推進方法等に関する事項
- （4）生産性向上、その他働き方改革に関する事項

（構成団体及び委員）

第3条 会議の構成団体及び委員は次のとおりとする。

構成団体	委員
長野県経営者協会	会長
長野県中小企業団体中央会	会長
長野県商工会議所連合会	会長
長野県商工会連合会	会長
日本労働組合総連合会長野県連合会	会長
長野労働局	局長
長野県	知事

当面の間、長野県経営者協会会長は、地域の金融機関としての代表も兼ねる。

2 会議の座長は長野県知事をもって充てる。

（幹事会）

第4条 会議に、作業部会として、幹事会を設置できるものとする。

2 幹事会の協議事項、構成員等必要事項については別途定める。

（会議の開催）

第5条 会議は座長が招集する。

2 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

（公開）

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、公開しないことが適当と認められる場合は、非公開とする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、長野労働局及び長野県が共同で担当する。

2 会議の庶務は長野県産業労働部労働雇用課が担当する。

(産業分野別会議及び地域会議等との連携)

第8条 第1条の設置目的を推進するために別に設置された産業分野別会議及び地域別会議との連携を図る。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月 日から施行する。